3　条約第五条に規定する寄港国による監督に関する手続は、この第八規則についても適用する。

4　この第八規則のいかなる規定も、この条約に明示的に定める操作の要件に関する監督を行う締約国の権利及び義務を制限するものと解してはならない。

附属書Ⅲの付録　容器に収納した状態の有害物質の識別のための基準

この附属書の規定の適用上、次の基準のいずれかに該当する物質（放射性物質（注1）を除く。）は、有害物質（注2）とする。

（注1）　国際海上危険物規程第7章において定義されるクラス7を参照する。

（注2）　この基準は、国際連合の化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）（その改正を含む。）において作成された基準に基づいている。この付録において使用する類似語又は用語の定義は、国際海上危険物規程の関連する規定を参照する。

(a)　急性（短期間）の水生有害性

区分：急性1
96時間LC50（魚類に対する値）≦1mg／1　又は
48時間EC50（甲殻類に対する値）≦1mg／1　又は
72若しくは96時間ErC50（藻類又は他の水生植物に対する値）≦1mg／1

(b)　長期間の水生有害性

(i)　慢性毒性の十分なデータが利用できる物質であつて、急速分解性でないもの

慢性区分1：
慢性NOEC又はECx（魚類に対する値）≦0.1mg／1　又は
慢性NOEC又はECx（甲殻類に対する値）≦0.1mg／1　又は
慢性NOEC又はECx（藻類又は他の水生植物に対する値）≦0.1mg／1
慢性区分2：
慢性NOEC又はECx（魚類に対する値）≦1mg／1　又は
慢性NOEC又はECx（甲殻類に対する値）≦1mg／1　又は
慢性NOEC又はECx（藻類又は他の水生植物に対する値）≦1mg／1

(ii)　慢性毒性の十分なデータが利用できる物質であつて、急速分解性であるもの

慢性区分1：
慢性NOEC又はECx（魚類に対する値）≦0.01mg／1　又は
慢性NOEC又はECx（甲殻類に対する値）≦0.01mg／1　又は
慢性NOEC又はECx（藻類又は他の水生植物に対する値）≦0.01mg／1
慢性区分2：
慢性NOEC又はECx（魚類に対する値）≦0.1mg／1　又は
慢性NOEC又はECx（甲殻類に対する値）≦0.1mg／1　又は
慢性NOEC又はECx（藻類又は他の水生植物に対する値）≦0.1mg／1

(iii)　慢性毒性の十分なデータを利用することができない物質

慢性区分1：
96時間LC50（魚類に対する値）≦1mg／1　又は
48時間EC50（甲殻類に対する値）≦1mg／1　又は
72若しくは96時間ErC50（藻類又は他の水生植物に対する値）≦1mg
急速分解性でないものであるか、又は実験的に求められたBCFが500以上（データがない場合には、logKOWが4以上であるものに限る。）
慢性区分2：
96時間LC50（魚類に対する値）＞1mg／1ただし≦10mg／1　又は
48時間EC50（甲殻類に対する値）＞1mg／1ただし≦10mg／1　又は
72若しくは96時間ErC50（藻類又は他の水生植物に対する値）＞1mg／1ただし≦10mg／1
急速分解性でないものであるか、又は実験的に求められたBCFが500以上（データがない場合には、logKOWが4以上であるものに限る。）

物質及び混合物の分類方法に関する追加の指針は、国際海上危険物規程に掲載されている。

○外務省告示第三百五十七号

平成二十八年九月一日にバセテールで、セントクリストファー・ネーヴィス政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がセントクリストファー・ネーヴィス政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　　本　　側　岡田光彦在セントクリストファー・ネーヴィス大使

セントクリストファー・ネーヴィス側　マーク・アンソニー・G・ブラントリー外務・航空大臣

平成二十八年九月二十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉

○外務省告示第三百五十八号

平成二十八年九月二日にウンジャメナで、チャド共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がチャド共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億五千万円

3　署名者

日　本　側　岡村邦夫在チャド大使

チャド側　マリアム・マハマト・ヌール経済・開発計画大臣

平成二十八年九月二十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉

○外務省告示第三百五十九号

平成十五年十一月十四日にワシントンで作成された「千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約（アンティグア条約）」の締約国につき、平成二十八年八月二十九日現在で、次のとおり追加があった（平成二十一年九月十一日外務省告示第四百七十二号よりの追加）。

締約国	批准書の寄託日	当該締約国についての発効日
グアテマラ共和国	平成二十一年九月三十日	平成二十二年八月二十七日
アメリカ合衆国	平成二十八年二月二十四日	平成二十八年三月二十五日

締約国	承認書の寄託日	当該締約国についての発効日
中華人民共和国	平成二十一年十月三十日	平成二十二年八月二十七日